

令和 7 年度 佐渡市文化スポーツ課
指定管理者募集要項

勤労青少年ホーム

両津運動広場

両津野球場

両津テニスコート

両津農村広場

令和 7 年 8 月
佐渡市文化スポーツ課

令和 7 年度佐渡市指定管理者募集要項

1. 指定する施設及び管理業務の概要

公 募 番 号	7-5	
施 設 名	勤労青少年ホーム 両津運動広場 両津野球場 両津テニスコート 両津農村広場	
所 在 地	佐渡市城腰 363 番地ほか	
施 設 の 設 置 目 的	勤労青少年ホームは、市内に働く若い人たちが余暇を楽しく過ごし教養と技術を身につけ、趣味や特技を生かしながら仲間づくりをするなど、豊かな生活を送るために気楽に利用できることを目的とした施設です。 また、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコートの屋外体育施設は市民のスポーツを振興、競技力向上、健康維持時増進を図ることを目的とした施設です。 両津農村広場は地域住民の健康増進を図り、住民の交流及び連帯感を深める為に農村地域定住促進対策事業によって設置された施設です。	
運営における基本方針	施設の設置目的を効果的に達成できる意欲があり、地域振興等を目的とした事業経験・知識が豊富な法人やその他団体の指定管理者の導入を図る。	
施 設 担 当 部 署	佐渡市文化スポーツ課 TEL0259-63-5140 E-mail bunka-sports@city.sado.niigata.jp	
主 な 業 務	① 法、条例に規定する施設の設置目的にかかる業務 ② 管理施設の使用許可に関する業務 ③ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ④ 施設及び設備の維持管理に関する業務 ⑤ 佐渡市又は指定管理者が必要と認める業務	
利 用 実 績	令和 4 年度	勤労青少年ホーム 2,520 人 両津運動広場 771 人 両津野球場 3,827 人 両津テニスコート 23 人 両津農村広場 172 人
	令和 5 年度	勤労青少年ホーム 3,817 人 両津運動広場 445 人 両津野球場 2,647 人

		両津テニスコート	7 人
		両津農村広場	247 人
	令和 6 年度	勤労青少年ホーム	3,638 人
		両津運動広場	677 人
		両津野球場	3,229 人
		両津テニスコート	66 人
	両津農村広場	421 人	
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）		
指定管理料（提案）	一金 23,400 千円以下 ※ 上記指定期間の総額（消費税込み）		
施 設 の 概 要	1 勤労青少年ホーム		
	①構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	
	②規模	・ 建築延床面積 850.45㎡	
		・ 敷地面積 11,001.5㎡	
	③施設内容等		
	・ 軽スポーツホール、休養娯楽室、講習室、図書室、研修室、音楽室、料理講習室		
	・ 開設年月日 昭和 55 年 5 月 1 日		
	・ 開館時間 午前 9 時～午後 9 時		
	・ 休館日 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日		
	2 両津運動広場		
	①規模	・ 敷地面積 13,131㎡	
		・ 施設 野球場 1 面 多目的広場	
	②施設内容等		
	・ 開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日		
	・ 開館時間 午前 8 時 30 分～午後 8 時		
	・ 休館日 12 月 1 日～翌年 3 月 31 日		
3 両津野球場			
①規模	・ 敷地面積 11,856㎡		
	・ 施設 野球場 1 面 10,835㎡（うち芝張 7,002㎡） センター 110m、両翼 90m、本部席 スタンド席、300 席、ダッグアウト 照明施設（6 基）		
②施設内容等			
・ 開設年月日 昭和 62 年 4 月 1 日			
・ 開館時間 午前 8 時 30 分～午後 9 時			
・ 休館日 12 月 1 日～翌年 3 月 31 日			
4 両津テニスコート			
①規模	・ 敷地面積 7,367㎡		

	・施設 全天候型コート 4面、クレーコート 2面 ②施設内容等 ・開設年月日 平成3年1月1日 ・開館時間 午前8時30分～午後9時 ・休館日 12月1日～翌年3月31日 5 両津農村広場 ①規模 ・敷地面積 5,598㎡ ・施設 テニスコート（クレーコート） 2面 ゲートボール場 2面 ②施設内容等 ・開設年月日 昭和63年7月8日 ・開館時間 午前8時30分～午後8時 ・休館日 （テニスコート） 12月1日～ 翌年3月31日 （ゲートボール場）12月29日～ 翌年1月3日
施設の運営状況 その他詳細事項	佐渡市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（以下「ホーム条例」という。）、同施行規則、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という。）、同施行規則、佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり。

2. 指定管理者が行う主な業務

- (1) 条例に規定する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 標準仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書等」という。）で定める業務

3. 管理の基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 施設運営の基本方針を十分理解し、設置目的を達成すること。
- (3) 市民サービスの向上と経費の節減を図ること。
- (4) 施設、設備及び備品等の適切な維持管理を行なうこと。
- (5) 業務上で取得した個人に関する情報の適切な管理を行うこと。
- (6) その他仕様書等で定めるもの。

4. 申請の資格

次の各号にいずれも該当せず、施設を各規定に基づき管理運営できる法人又はその他の団体（法人格の有無は問いません）。

- (1) 法律行為を行なう能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
- (5) 市税等を滞納しているもの
- (6) 施設を管理するための法律等に規定する資格を有しないもの
- (7) 業務を円滑に遂行し、安全かつ健全な財務能力を有しないもの
- (8) 条例や仕様書等で規定する業務の遂行に必要な資格等を有しないもの

5. 複数の団体による申請

複数の団体が共同して設けた団体(以下「共同団体」という。)が申請する場合、次の事項に留意してください。

- (1) 共同団体の名称を設定し、共同団体から代表となる団体を定めてください。この場合、他の団体は当該団体の構成団体として扱います。
- (2) 共同団体における業務分担及び責任の割合等を明確にしてください。
- (3) 共同団体の構成団体は、共同団体と別に単独で申請することはできません。

6. 指定管理料

「1. 指定する施設及び管理業務の概要」で示す指定管理料は指定期間における指定管理業務に要する費用として市が計算し提案したもので、申請者は示された指定管理料(消費税、地方消費税その他一切の経費を含む)のなかで、自己の創意工夫により指定管理料を定め申請してください。なお、指定管理者は公募施設の設置及び管理に関する条例に定める利用料を条例で定める範囲内において、収受し指定管理者の収入とすることができますので、指定管理料の提案における参考としてください。詳細については、仕様書等で定めるとおりとします。

7. 申請手続から指定までの流れ

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集要項の配布 | 令和 7 年 8 月 8 日(金)～令和 7 年 9 月 19 日(金) |
| (2) 公募説明会 | 令和 7 年 8 月 25 日(月) |
| (3) 質問書の受付及び回答 | 受付: 令和 7 年 8 月 25 日(月)～令和 7 年 9 月 3 日(水)
回答: 令和 7 年 9 月 5 日(金) |
| (4) 申込受付 | 令和 7 年 8 月 25 日(月)～令和 7 年 9 月 19 日(金) |
| (5) 選定委員会による審議 | 令和 7 年 10 月中旬頃 |
| (6) 市長等による候補者選定 | 令和 7 年 11 月上旬頃 |

- (7) 選定結果の通知及び公表 同上
- (8) 候補者との協議 令和7年11月頃
- (9) 指定の通知 令和8年1月頃（議会議決後）
- (10) 協定の締結 同上

8. 申請にかかる費用

申請手続において、申請者にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

9. 募集要項配布期間

- (1) 期間 令和7年8月8日（金）～9月19日（金）
- (2) 時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) 場所 財産管理課管財係
※ 上記期間内であれば、佐渡市ホームページからもダウンロードできます。
- (4) その他 募集要項等、市が提供する資料は申請の目的以外で使用することを禁じます。

10. 説明会

指定管理者を公募している施設の状況や、申請手続についての説明会を次のとおり開催します。申請を予定している団体は、別紙様式6の参加申込書を8月22日（金）までに財産管理課へ提出し申し込んでください。また、説明会当日は、開催時間30分前から受付を開始します。

公募番号	日時	場所
7-5	令和7年8月25日（月）午後1時30分～	佐渡市役所 2-204 会議室

11. 質問

質問は、公募説明会に参加した後、別紙様式7の質問票により 令和7年9月3日（水）までに財産管理課へ提出ください。ただし、説明会に参加されていない団体への質問は受けません。

質問への回答は説明会参加者に対し、メールまたはFAXにより行います。

12. 提出書類等

必要書類を、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 令和7年9月19日（金）午後5時30分まで
- (2) 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は令和7年9月19日（金）必着有効）
- (3) 提出先 財産管理課管財係

(4) 提出部数 提出書類一覧のとおり

(5) そ の 他

・申請書類の著作権及び公開

申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却しません。

市は無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとし、提出された書類は、佐渡市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。

・事業報告書等の公開

指定管理者として指定された場合にあっては、指定管理者が市へ提出する指定管理事業報告書をはじめとした各種提出書類は佐渡市情報公開条例に基づく非公開情報を除いて公表する場合があります。

■提出書類一覧

No.	提出書類	主な記載内容	様式	部数
1	指定申請書		様式第1号	正1副1
2	【法人の場合】 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本	応募申込前3ヵ月以内に発行された登記簿謄本	任意	正1副1
2	【法人以外の場合】 団体の代表者及び構成員を確認できる書類及び会員規則		任意	正1副1
3	事業計画書		別紙様式1	正1副9
4	収支計画書		別紙様式2～4	正1副9
5	納税証明書	直近3ヵ年分の写し 市税（市民税、固定資産税）が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書	—	正1副1
6	財務諸表	直近3事業年度の決算期の貸借対照表及び損益計算書及び現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類	任意	正1副9

7	団体の概要及び活動概要を示した書類		別紙様式5	正1副9
8	仕様等で定められた免許や資格等を有することを証明する書類	免許証等の写し	任意	正1副1
9	審議項目ごとの申請内容一覧		申請資料別添	Excel データで提出

※ 「副9」となっているものは、事前に選定委員に配布するものです。

※ 審査は上記提出書類一覧の書類に対して行いますが、選定委員会でのプレゼンテーションはパワーポイント等のプレゼンテーションソフトの他、任意様式を用いることを可とします。その場合もプレゼンテーション資料をその他資料として、提出期限までに紙面で1部と併せてデータを提出してください。

13. 選定方法

選定委員会において、書類及び申請者によるプレゼンテーションの内容を審議し、市長等に審議の結果を答申します。この選定委員会の答申を基に、市長等が指定管理者の候補者を選定します。

プレゼンテーションは施設規模や管理業務の内容により省略する場合があります。また、プレゼンテーションの日程等については、申請者に対し別途通知します。

14. 審議項目

選定委員会では、図表1 審査項目（細項目）のとおり、審議項目に基づき総合的に評価し、最も適当と認める団体を選定するものとします。

15. 選定結果の通知及び公表

選定結果及び選定委員会の審議結果は、申請者全員に通知するとともに、選定の透明性と客観性を図ることを目的に次の内容を公表します。

- (1) 公の施設の名称
- (2) 指定管理者の候補者に選定された団体名及び所在
- (3) 選定経過（募集期間、説明会日時、選定委員会開催日時等）
- (4) 選定を行った選定委員会の部会名
- (5) 選定基準
- (6) 審査における評点（選定委員名及び団体名は非公開）
- (7) 選定理由（高く評価されたポイントや提案の要旨等）

16. 選定後の協議

指定管理者の候補者となった申請者は、市と協定の締結に向けた協議を行います。

17. 申請及び候補の辞退

申請者及び候補者が申請及び候補を辞退する場合は、別紙様式 8 により辞退届を提出してください。

18. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後に、指定についての告示、指定の通知及び協定の締結により確定します。

19. 申請手続に関する問い合わせ先

〒 9 5 2 - 1 2 9 2

佐渡市千種 2 3 2 番地 佐渡市財務部財産管理課管財係

電話 0 2 5 9 - 6 7 - 7 0 3 6 FAX 0 2 5 9 - 6 3 - 3 3 0 0

E-mail s-zaisan@city.sado.niigata.jp

図表 1 審査項目（細項目）

大項目		No.	中項目	細項目
I	基本方針の評価	1	公共的な役割の理解と活動意欲	管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
				地域づくりの先導的役割としての機能が発揮できる団体であるか。
				施設の管理運営に対する熱意が見られるか。
				地域との協働による相乗効果を考慮しているか。
				行政にはない民間の強みを発揮した計画であるか。
		2	募集要項、仕様書等の理解	施設の設置目的を理解した計画であるか。
				施設に関連した市の計画と整合性が図られているか。
				提案の内容が実効性のある計画であるか。
				関係法令を理解しているか。
		3	施設の目的や機能の理解、周辺環境への配慮	施設機能を活かした自主事業が計画されているか。
				環境に配慮（省資源・省エネルギー化）した工夫がされているか。
				他施設との連携が図られているか。
				施設の機能を理解しているか。
		4	管理における的確性の確保	同種の施設運営の実績があるか。
				団体の経営基盤は安定しているか。
				団体の経営品質は確立されているか。（プライバシーマーク・ISO等の取得）
				社会的信用が失われていないか。（事故や事件等の履歴）
				市内に事務所を有しているか。

図表 1 審査項目（細項目）

大項目		No.	中項目	細項目
Ⅱ	管理運営体制の 評価	5	安定した運営体制の確立	適正な数の職員が配置されているか。
				施設の管理責任者が施設に配置されているか。
				業務に必要な知識を十分持っているか。
				必要な資格や技術を有しているか。
				業務委託など、役割分担を明確に定めているか。
				施設内に業務責任者が常駐しているか。
				研修等、職員の能力開発の工夫がされているか。
				管理担当者の自己啓発が計画されているか。
				人員不足の場合の対応計画があるか。
				地域雇用配慮しているか。
				高齢者や障害者の雇用に配慮しているか。
		6	利用者の安全確保	市との連絡系統が整備されているか。
				施設管理に関する情報管理について計画があるか。
				個人情報保護の体制が整っているか。
				防災対策が計画されているか。
				事故、緊急時の対応が考えられているか。
				衛生管理の徹底について、具体的な対策がされているか。

図表 1 審査項目（細項目）

大項目		No.	中項目	細項目
Ⅱ	管理運営体制の 評価	7	適正な維持管理の対応	施設の長寿命化の工夫がされているか。
				日中や夜間の警備体制の計画はあるか。
				備品管理や購入の計画が立てられているか。
				施設管理マニュアルの作成や保管について計画があるか。
		8	目標設定、実行管理、見直しの実施	業務改善が提案され、具体的な対応策が計画されているか。
				指定期間における年度別計画が立てられているか。
				事業の実施スケジュールなどが立てられているか。
				業務の効率化についての工夫がされているか。
				目標が無理なく立てられているか。
				活動実績の自己点検（日報の作成等）を行う計画があるか。
Ⅲ	サービスの評価	9	利用における平等性の確保	利用者の意見や要望を把握し、運営に反映させる工夫がされているか。
				高齢者や障害者、子ども等が利用しやすい工夫がされているか。
		10	情報提供の確立	機関紙やホームページの作成の計画はあるか。
				情報公開（請求）に対する対策があるか。
				施設利用に対する情報提供の工夫がされているか。
		11	サービスの品質・メニューの向上	利用における利便性の向上についての工夫がされているか。
				利用者用の使用手引きの作成について計画があるか。
				自主事業に偏りがいないか。
				今までにない新しいサービスが計画されているか。
				運営日時は適正か。

図表 1 審査項目（細項目）

大項目		No.	中項目	細項目
Ⅳ	コストの評価	12	収支計画の妥当性	積算根拠が明確に示されているか。
				利用料金の設定は妥当か。
				個別の積算根拠となる単価は適当か。
				物価変動など社会情勢を考慮しているか。
				利用者の増加による収入増が見込まれているか。
				事業活動に対する収支バランスは適当か。
				費用対効果が期待できるものか。
		13	経費の節減	人件費の適正化が図られているか。
				コスト削減の具体的な提案がされているか。
		14	指定管理料の提案額	市の提案額以内の管理料であるか。